

千葉市立海浜病院 セーフティマネージャー会議要領

- 1 この要領は医療安全管理委員会要綱第13条第1項及び第2項に規定するセーフティマネージャー（以下「SM」という。）会議の組織・運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 千葉市立海浜病院 SM 会議は、医療安全委員会をサポートすることを目的とし、医療安全管理委員会の下部組織として設置する。
- 3 SM 会議は、原則として毎月第1火曜日に開催し、次に掲げる事項を検討する。
 - (1) 安全分科会から報告された分析の統計処理や提案された対応策の妥当性について。
 - (2) 事例の背景要因やシステム上の問題はなかったか等について。
 - (3) 事故などに関する記録が正確で適切であるかについて。
 - (4) 説明・同意の状況や患者・家族への対応状況について。
- 4 SM 会議で検討した結果と検討課題として取り上げた事例を医療安全委員会に報告するとともに、検討された改善策を「医療安全ニュース」を発刊することにより周知する。
- 4 SM 会議の構成員は、医療安全室長、副医療安全室長、副院長（SM）及び医療安全室長が任命した SM 4名とする。
- 5 SM は、3の（3）及び（4）について、確認するとともに必要な指導を行う。
- 6 SM 会議の責任者は医療安全室長をもって充てる。
- 7 SM 会議の下部組織として安全分科会5チームを設置する。
- 8 安全分科会は、割り当てられた部署のインシデント・アクシデント事例の管理及び分析を行い、対応策を立案し、SM 会議で報告する。
- 9 安全分科会の構成員は、各チームとも担当部署から選出された者と医療安全室長より指名された医師で構成する。
- 10 安全分科会の各チームのリーダーとして、SM を置く。
- 11 会議の庶務は、医療安全室において処理する。
- 12 この要領に定めるもののほか、SM 会議の運営に関し必要な事項は医療安全室長が定める。

平成28年5月1日施行

平成30年4月改訂